

第23期 第31回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和2年1月30日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 3 1 回定例農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 月 3 0 (木) 午後 1 時 3 0 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 3 1 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員 1 6 名

農地利用最適化推進委員 1 名

事務局 局長

次長

係長

係長

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 109 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 4 件

議案第 110 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について 2 件

議案第 111 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について 4 件

議案第 112 号 非農地証明申請について 1 件

第 3 報告第 81 号 農地法第 5 条の規程に基づく届出について 2 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和元年度第31回1月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号10番 ○○ ○○ 委員、11番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第109号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第109号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	静岡県	○○	○○
	徳島県	○○	○○
譲受人	稲荷	○○	○○
申請地	稲荷	畑	外1筆
譲受人の耕作面積	○○	m ²	
申請理由	(譲渡人) 農地管理困難		
	(譲受人) 経営規模拡大		
権利の種類等	売買による所有権移転		

譲受人の作付予定作物 米・野菜・栗
主な農機具の保有状況 トラクター・コンバイン・草刈機・農作業自動車
労働力 常時2人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人は相続した畑で県外の方で耕作できない状態なので、譲受人の〇〇さんの家の前と後ろに農地がありますので、売買になったということです。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2, 3, 4につきまして関連がありますので事務局の一括説明をお願いします

事務局

2番

譲渡人 上三谷 〇〇 〇〇

譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	畑	
譲受人の耕作面積	11,267 m ²		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	贈与による所有権移転		

3番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	畑	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	贈与による所有権移転		

4番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	畑	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	贈与による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・バラ・愛媛果試28号・不知火・甘平		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・農作業用自動車		
労働力	常時4人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号2、3、4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは果樹をやってしまして、農地はその果樹園の横や裏にやっけてしまして、以前は作物を作っていたのですが、現在は管理ができていない状況です。特に道がないので、〇〇さんの畑を通して管理をしていたとのこと。3人共が〇〇さんに贈与した

いということで話が進んでいます。どうぞよろしく申し上げます。

議長

番号2、3、4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2、3、4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2、3、4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第110号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第110号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	双海町上灘	〇〇 〇〇
借受人	双海町上灘	〇〇株式会社〇〇支店 〇〇 〇〇
申請地	双海町上灘	畑 外1筆
転用目的	掘削土仮置場、資材仮置場（一時転用）	
権利の種類等	賃貸借権	

申請人である法人は、〇〇株式会社から伊予市双海町において、道路建設工事を受注し、〇〇までの工期で10kmの道路建設工事をを行っています。施工区間内で切土、盛土工を行うため、掘削土を一時的に仮置きする場所が必要であり、工事に必要な資材を搬入して仮置きする場所も併せて必要なため、〇〇までの一時転用申請に至ったものがあります。一時転用であるため工期完了後は、農地へと復元されます。

申請地は、双海町上灘の〇〇集落付近の松山自動車道の西側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

前回の時に、道の拡張をお願いしたところの近くです。今回は資材置場、残土置場ということで、地主さんの了解を得ているということです。もともとは、スイカを作っていたところで、今年はスイカを作っていないということです。

〇〇委員

写真を見たところ、ある程度勾配があるように見えますが、利用時や戻す時に基盤整備を行うのですか。

事務局

残土等で盛土を行うことは確認しています。

一時転用後は原状回復で整備を行うことと、聞いています。

議長

どのように戻すかは所有者と協議するということでしょう。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

貸渡人

双海町宮下

〇〇 〇〇

	双海町上灘	〇〇	〇〇
	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
	南宇和郡愛南町	〇〇	〇〇
借受人	双海町上灘	〇〇株式会社〇〇支店	
		〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	畑 外5筆	
転用目的	工事用仮栈橋（一時転用）		
権利の種類等	賃貸借権		

申請人である法人は、〇〇株式会社から伊予市双海町において、道路建設工事を受注し、〇〇までの工期で10kmの道路建設工事を行っています。高所での道路工事にあたり急傾斜地でそのままでは作業ができないため、現場侵入・作業用に仮設の栈橋を設置する必要があり、一時転用で申請に至ったものであります。

申請地は、双海町上灘の〇〇集落の松山自動車道の西側に位置し、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

四車線化工事のための工事用の栈橋を作らないと工事ができないということで、今回申請が上がってきました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2号につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第111号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第111号伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申出人	宮下 株式会社〇〇 代表取締役	〇〇	〇〇
土地所有者	宮下	〇〇	〇〇
申出地	宮下 畑		
転用目的	露天駐車場		

申出人である法人は〇〇に法人化し、〇〇及び〇〇の〇〇業を営んでいます。近年、従業員の増加等で駐車場が足りておらず、本社事務所及び作業場の敷地内にも駐車場を確保できず困窮しています。そのため、代表者が所有する当該農地を従業員の駐車場として使用するため農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

- 第1号要件 代替地が無い。
- 第2号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第3号要件 担い手への影響も無い。
- 第4号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

従業員の駐車場にしたいということで、社長の農地を会社に貸すということです。農地は道路があって、後ろが〇〇という狭い場所で、車を4台ぐらい停めることができます。現在は若干自家用の野菜を作っている程度で、駐車場に利用しても周りに農地は全く影響はないのでよろしくをお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

2番

申出人 香川県高松市 ○○株式会社

土地所有者 下唐川 ○○ ○○

申出地 下唐川 畑

転用目的 携帯電話無線基地局

権利の種類 賃貸借

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地がある○○地区は、電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断から当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

事務局

地元委員の意見を担当の○○推進委員さんをお願いしていましたが、体調不良のため

欠席の連絡ありました。〇〇推進委員から意見を伺っていますので、事務局が代理で述べさせていただきます。

申請地の転用は周りの農地に影響もなく、地元の電波状況の改善はいいことなので、特に問題ありませんとのことです。

以上になります。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

議長

番号3につきまして、委員による議事参与の制限により、該当する委員である〇〇委員には一時退室をお願いします。

<〇〇農業委員退室>

番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

3番

申出人	香川県高松市	〇〇株式会社
土地所有者	双海町大久保	〇〇 〇〇
申出地	双海町大久保	畑
転用目的	携帯電話無線基地局	
権利の種類	賃貸借	

事務局

番号3につきまして、委員による議事参与の制限により、該当する委員である〇〇委員には一時退室をお願いしました。

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地がある大字大久保の〇〇地区は、電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況の

品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第 32 条第 16 号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第 2 種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号 3 につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

現場確認に行きましたが、周辺は〇〇さんの土地であって、人に迷惑をかけない良いところを会社の方が申請してきましたが、何も文句を出しようがない場所ですので、ご報告いたします。

議長

番号 3 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 3 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 3 につきまして原案のとおり承認いたします。

<〇〇農業委員入室>

議長

続きまして、番号 4 につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

4 番

申出人 米湊 〇〇 〇〇

土地所有者 米湊 ○○ ○○
申出地 双海町上灘 畑 外32筆
転用目的 植林

申出地は、申出人と父がミカンなどを栽培していたが、父が亡くなり農地として管理することが困難であることから、関係法規に対する認識不足ため昭和○○年から平成○○年の間に杉等を植林したということです。すでに当該農地は周囲の山林と一体化しており、他に農地として管理する者もないことから、是正手続きとして農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。
以上です。

議長

番号4につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

○○地区は集落がなくなった場所ですので、そういったところですので、作りに行く人もあんまりいません。そういった場所ですので、よろしくをお願いします

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、別紙追加議案をお開きください。

■議案第112号 非農地証明申請について

議長

議案第112号 農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員の承認を求める。

議案第112号につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

別紙追加議案第112号をご覧ください。

1番

申出人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇	〇〇
申出地	双海町上灘	畑	外1筆
証明書	非農地証明		
現状	土砂崩れによる		

平成30年7月の大雨による土砂崩れによって〇〇線の一部から崩れている状態です。申出地は、今回大規模に崩れている山林部分の北側の上部にあり、一部崩れている状態です。復旧計画において、治山事業工事を実施するためには、崩落部分より上部にある当該農地も一体利用地の非農地として証明が必要になりますので、担当課である伊予市農林水産課から依頼があり今回の申請に至ったものであります。なお、非農地証明後に治山事業工事が完了した後は、保安林として県により地目変更されるとのことです。申出地は農地の広がりがない第2種農地に該当し、現況も農地ではないことから非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案112号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この土地幅は狭いのですが、高さにしたら100mくらい落ちています。この間現場に行ってみると、上に〇〇集落に続く道があるので、上の道まで下がっている状態です。そういったことでよろしくをお願いします。

議長

議案112号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案112号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案 112 号につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、6 ページをお開きください。

■報告第 84 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出について

議長

報告第 84 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1 番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	株式会社
届出地	米湊	田	外 1 筆
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

2 番

譲渡人	稲荷	〇〇	〇〇
	稲荷	〇〇	〇〇
	稲荷	〇〇	〇〇
	高知県	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

以上です。

議長

報告第 84 号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・伊予市農業委員会委員視察研修について

事務局より説明あり

議長

- 次回の開催日程について

定例総会 令和2年2月27日(木曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センターを開催予定としております。

以上で、第31回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第31回1月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時45分 閉会)